

パン類に関する 個別品目ごとの表示ルール の見直しの検討について

- 1 パン類の個別ルール
- 2 業界団体等の要望の概要

令和6年11月

消費者庁食品表示課

1 パン類の個別ルール

個別的義務表示がある品目	別表第3	別表第4				別表第5	別表第19	別表第20	別表第22
	食品の定義	横断的義務表示事項に係る個別ルール				名称規制	加工食品の個別的義務表示	表示の様式・方法	表示禁止事項
		名称	原材料名	添加物	内容量				
パン類	●	●	●	—	●	—	—	—	
ハム類	●	●	●	●	—	●	—	●	
ベーコン類	●	●	●	●	—	●	—	●	
プレスハム	●	●	●	●	—	●	●	●	
混合プレスハム	●	●	●	●	—	●	●	●	
ソーセージ	●	●	●	●	—	●	●	●	
混合ソーセージ	●	●	●	●	—	●	●	●	
チルドハンバーグステーキ	●	●	●	●	●	●	●	●	
チルドミートボール	●	●	●	●	●	●	●	●	
調理冷凍食品	●	●	●	●	●	—	●	●	
農産物缶詰及び農産物瓶詰	●	●	●	—	—	●	●	●	
トマト加工品	●	●	●	—	—	●	●	●	
乾しいたけ	●	●	●	—	—	●	—	●	
農産物漬物	●	●	●	●	—	—	—	●	
ジャム類	●	●	●	●	●	—	●	●	
乾めん類	●	●	●	●	●	—	●	●	
即席めん	●	—	●	●	●	—	●	●	
マカロニ類	●	●	●	●	—	●	●	●	
凍り豆腐	●	●	●	●	●	—	●	●	
畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	●	●	●	—	—	—	●	●	
煮干魚類	●	●	●	—	●	—	—	●	
魚肉ハム及び魚肉ソーセージ	●	●	●	●	●	●	●	●	
削りぶし	●	●	●	—	●	●	●	●	
うに加工品	●	●	●	—	—	●	●	●	
うにあえもの	●	●	●	—	—	●	●	●	
乾燥わかめ	●	●	●	—	—	●	—	●	
塩蔵わかめ	●	●	●	—	—	●	●	●	
みそ	●	●	●	—	—	●	—	●	
しょうゆ	●	●	●	—	—	●	—	●	
ウスターソース類	●	●	●	●	—	●	—	●	
ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料	●	●	●	—	●	●	—	●	
食酢	●	●	—	●	—	●	●	●	
風味調味料	●	●	●	—	—	—	●	●	
乾燥スープ	●	●	●	●	●	●	●	●	
食用植物油	●	●	●	●	—	●	—	●	
マーガリン類	●	●	●	●	—	●	●	—	
チルドぎょうざ類	●	●	●	●	●	●	●	●	
レトルトパウチ食品	●	●	●	●	●	—	●	●	
調理食品缶詰及び調理食品瓶詰	●	●	●	—	—	—	●	●	
炭酸飲料	●	●	●	—	—	—	—	●	
果実飲料	●	●	●	●	—	—	●	●	
豆乳類	●	●	●	●	—	●	●	●	
にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	●	●	●	—	—	●	—	●	

○別表第3：食品表示基準の対象となる食品に係る定義

食品	用語	定義
パン類	パン類	<p>次に掲げるものをいう。</p> <p>一 小麦粉又はこれに穀粉類を加えたものを主原料とし、これにイーストを加えたもの又はこれらに水、食塩、ぶどう等の果実、野菜、卵及びその加工品、砂糖類、食用油脂、乳及び乳製品等を加えたものを練り合わせ、発酵させたもの（以下この表及び別表第4のパン類の項において「パン生地」という。）を焼いたものであって、水分が10%以上のもの</p> <p>二 あん、クリーム、ジャム類、食用油脂等をパン生地で包み込み、若しくは折り込み、又はパン生地の上部に乗せたものを焼いたものであって、焼かれたパン生地の水分が10%以上のもの</p> <p>三 一にあん、ケーキ類、ジャム類、チョコレート、ナッツ、砂糖類、フラワーペースト類及びマーガリン類並びに食用油脂等をクリーム状に加工したものを詰め、若しくは挟み込み、又は塗布したもの</p>
	食パン	この表の中欄に掲げるパン類に係るこの表の下欄一又は二に規定するもののうち、パン生地を食パン型（直方体又は円柱状の焼型をいう。）に入れて焼いたものをいう。
	菓子パン	この表の中欄に掲げるパン類に係るこの表の下欄二に規定するもののうち食パン以外のもの及び同項三に規定するものをいう。
	その他のパン	この表の中欄に掲げるパン類に係るこの表の下欄一に規定するものであって、食パン以外のものをいう。

○別表第4：横断的義務表示事項に係る個別のルール

食品	表示事項	表示の方法
パン類	名称	食パンにあつては「食パン」と、菓子パンにあつては「菓子パン」と、その他のパンにあつては「パン」と表示する。ただし、その他のパンのうちパン生地を圧延し、これを切断、成形したものを焼いたものにあつては、「カットパン」と表示することができる。
	原材料名	使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、「小麦粉」、「食塩」、「砂糖」、「ショートニング」、「シナモン」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、砂糖その他の砂糖類にあつては「砂糖類」又は「糖類」と、シナモンその他の香辛料にあつては「香辛料」と表示することができる。
	内容量	次に定めるところにより表示する。 一 内容数量を表示する。ただし、1個のものにあつては、表示を省略することができる。 二 一の規定にかかわらず、その他のパンのうちパン生地を圧延し、これを切断、成形したものを焼いたものにあつては、内容重量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示することができる。

項目	見直し要望	
別表3 定義	現状維持 (語句一部修正)	・定義中の「イースト」という語句については、表示実態を踏まえて「パン酵母」という語句に修正。 ・その他の部分については、現状維持。
別表4 個別ルール(名称)	現状維持	・定義に合わせ、現状維持。
別表4 個別ルール(原材料名)	廃止	・横断ルールに移行。
別表4 個別ルール(内容量)	廃止	・横断ルールに移行。

※表示方法変更の周知や、包材の変更等が必要なものがあるので、十分な移行期間を要望。